

## 第1章

# 金融庁レビューを踏まえて

# 記述情報の記載が 不十分とされる要因

### 【1】この章のエッセンス

●2020年3月期から適用される企業内容等開示府令の改正の結果、有価証券報告書の「経営方針等」、「事業等のリスク」および「MD&A」といった記述情報のさらなる充実が必要となった。

●改正後最初に提出される有価証券報告書の記述情報は、金融庁の有価証券報告書のレビューのうちの「法令改正関係審査」の対象であることが事前に示され、各提出会社は2020年3月期の有価証券報告書への積極的な取組みが要請されていた。

●2020年度レビュー結果では、経営者の認識を含めた具体的な記載が必ずしも十分ではなかった等といった指摘がみられる。

## 記述情報の充実のための 企業内容等開示府令 の改正(2020年3 月期原則適用)

企業内容等の開示に関する内閣府令(以下、「企業内容等開示府令」という)の改正(2019年1月31日公布・施行)により、2020年3月期に係る有価証券報告書から、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」(以下、「経営方針等」という)、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」(以下、これらを本稿では「記述情報」という)の開示の充実が求められるようになった。しかしながら、企業内容等開示府令の様式の記載上の注意

の内容が一般的・抽象的な注意にとどまり、具体的な対応策を思い浮かべることが難しい。  
そこで、実際の作成実務を支援するため、金融庁は「記述情報の開示に関する原則」(2019年3月19

日)を公表し、記述情報開示の根底にある原則的な考え方を示しつつ、あわせて「記述情報の開示の好事例集」を公表して具体的な参考事例を情報提供している。この好事例集は定期的に変更・追加されている(記述情報部分に関しては、新型コロナウイルス感染症およびESGの開示に関する事例集の追加が2020年11月6日に行われている)。

## 2020年度レビュー および記述情報作成上の 留意点

これら記述情報項目は、金融庁が

(図表1) 企業内容等開示府令の改正のポイント(記述情報関連)

記載項目	早期適用会社で発見されている事項と留意すべきポイント
第2【事業の状況】 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	
・経営方針等	経営方針や経営戦略が抽象的な記載内容に留まっている事例が確認されている。経営方針、経営戦略等は会社の経営環境(例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービス内容、顧客基盤、販売網等)についての経営者の認識の説明を含め、主な事業の内容と関連付けて記載する必要がある。
第2【事業の状況】 2【事業等のリスク】	
・事業等のリスク	一般的なリスクが羅列されているのみの事例が確認されている。事業に関する具体的なリスクの内容や、リスクが顕在化した場合における経営成績等に与える影響、リスクへの対応策等、具体的な記載が必要である。
第2【事業の状況】 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	
・経営成績等の状況	単に計数情報をそのまま記述しただけの記載や業績の前期比較等の説明に留まる事例が確認されている。経営方針や経営戦略に関連付けて経営者の視点から成果を振り返るような記載が求められる。
・会計上の見積り	経営者が重要と考える会計上の見積りについて、当該見積りの仮定の不確実性の内容や、その変動により経営成績等に生じる影響等についての具体的な記載が、「第5 経理の状況」の記載内容と合わせても十分ではないと考えられる事例が確認されている。法令に従い、必要十分な記載が求められる。

(出所) 金融庁「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(令和2年度)」別紙3「令和2年度法令改正関係審査の留意事項等」資料を筆者が一部改編